

「マイナンバーカード」
取得しましたか？



マイナンバーカードを取得するなら、お得なマイナポイントのあるうちに申請しませんか。全国的な申請増により、交付通知の発送まで2カ月ほどかかります。窓口の混雑も予想されるため、早めの申請をお願いします。

◎マイナンバーカード普及促進対策室の時間延長、休日開庁

平日、日中の来庁が困難な人は、ぜひご利用ください。

▼延長時間 2月末までの毎週火曜日（1月3日を除く）、午後5時～7時

▼休日受付 12月10日・24日（いずれも土曜日）、午前9時～11時45分

▼ところ マイナンバーカード普及促進対策室（市役所4階）

▼取扱業務 マイナンバーカードの交付（再交付を除く）・申請補助、電子証明書の発行・更新（マイナポイント関連業務の取り扱いはありません）

◎携帯電話ショップ申請サポート 市内の一部店舗で実施中です。詳しくは各店舗に確認を。※カードは後日、市の窓口で受け取ります。

◎マイナポイント申し込みサポート窓口

▼受付時間 平日の午前8時30分～午後4時30分

▼ところ 市役所1階特設会場

▼持ち物 マイナンバーカード（数字4桁のパスワード）、ポイントを受け取るキャッシュレス決済の情報、公金受取口座とする通帳

◎マイナポイント付与の流れ

①12月末までにマイナンバーカードを申請⇒②約2カ月後にカード受け取り⇒③2月末までにポイント付与の申し込み・キャッシュレス決済の利用など

※マイナポイント第2弾は、カードを取得した人全員が申し込み済み済みのポイントを除く。

◎マイナンバーカード普及促進対策室（☎40-0506）

雪崩防災週間

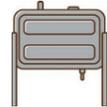
国と県では、毎年12月1日～7日を雪崩防災週間と位置づけています。青森県は県土全体が豪雪地帯であり、さらに旧市町村単位で15地域（当市は旧相馬村地域）が特別豪雪地帯として指定されています。また、県内では八甲田山において平成19年2月に2人、令和3年2月に1人が雪崩で死亡するなど、多くの雪崩災害が発生しています。家の裏、生活道路や通学路、スキー場などのレジャー区域など、危険はさまざまな形で身近な場所に潜んでいます。積雪時は斜面を注意深く観察

し、兆候を発見したら早めに避難・連絡をしてください。

◎防災課（☎40-7100）／県県土整備部河川砂防課砂防グループ（☎017-734-9670）

灯油などの流出事故にご注意を

例年冬期になると、家庭や事業所から灯油などが流出する事故が多発しています。流出事故が発生すると、側溝や水路を通じて河川に流出し、河川環境や水生生物にも悪影響を与える恐れがあるほか、場合によっては水道用水の取水停止など重大な事態に陥ることもあります。また、事故の処理費用は、原因者の負担になります。



各家庭や事業所では、「油類を取り扱う責任者」という意識を持ち、タンクの劣化状況の点検や補修を行い、除雪作業等の破損事故にも十分注意しましょう。事故を起こした場合は、市役所、消防署、警察署等へ速やかに連絡するようご協力をお願いします。

◎環境課環境保全係（☎36-0677）／消防本部予防課（☎32-5104）

ねたきりの高齢者などに紙おむつを支給

自宅で生活する



ねたきりの高齢者や障がい者に、紙おむつを支給します。

▼対象 ①～③のいずれかに該当するねたきりの人（市民税課税世帯、生活保護世帯、施設入所者、長期入院者は除く）

①満65歳以上でねたきりの人／②満65歳以上で要介護4・5に相当する認知症により常時失禁状態にある人／③身体障害者手帳1級・2級、または療育（愛護）手帳Aの交付を受けているねたきりの人

▼支給内容 フラットタイプ（200枚）、テープタイプ（MまたはLサイズ100枚）、尿とりパッド（240枚）から1種類を、年4回（4月・7月・10月・1月）自宅へ配達

▼申請方法 介護保険証など要介護度のわかるもの、または身体障害者手帳・療育（愛護）手帳Aを持って、介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口へ。◎介護福祉課高齢福祉係（市役所1階、☎40-7114）

夜間・休日納税相談

▼夜間納税相談 12月19日（月）～23日（金）の午後5時～7時30分

▼休日納税相談 12月25日（日）、午前9時～午後4時 ※電話での相談や市税などの納付もできます。

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず相談を。特別な理由がなく、納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することもあります。◎収納課（市役所2階、☎40-7032、☎40-7033）

国民年金保険料の免除・猶予

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について、日本年金機

構から申請等のご案内をしています。まだ手続きをしていない人には、市からも12月中旬以降に通知を送付しますので、速やかに手続きをお願いします。

◎国保年金課国民年金係（☎40-7048）／弘前年金事務所（☎27-1339）

民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選

日ごろから地域福祉の担い手として、住民の立場で相談・支援活動を行っている民生委員・児童委員と、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が、12月1日付で改選されました。

今回の改選で、各町会から推薦された民生委員・児童委員と、各地区社会福祉協議会から推薦された主任児童委員は、令和7年11月末までの3年間、各地域で活動します。皆さんの地区を担当する各委員を確認したい場合は問い合わせを。

◎福祉総務課総務係（☎40-7037）

なかよし会・児童クラブの入会申し込み受け付け



令和5年4月からの入会申し込みを受け付けます。

▼対象 保護者の就労などで放課後に留守家庭となる小学生

▼申込期限 1月31日（火）

▼提出書類 入会申込書と次のいずれかの書類

①令和4年分源泉徴収票の写し、②就労証明書、③家庭で保護できないことを証明する書類 ※入会申込書と就労証明書の様式は、こども家庭課、各なかよし会・児童クラブで配布しているほか、市ホームページからダ

ウンロードできます。

◎こども家庭課健全育成係（☎40-7038）、岩木・相馬総合支所民生課

第2回総合市民相談

▼とき 12月17日（土）、午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）



▼ところ 市民生活センター（駅前町、ヒロロ3階）

▼内容 法律、税務、金銭貸借（消費者金融）、交通事故、相続・遺言、離婚、行政相談、人権相談、家庭内の悩みごとなど

▼相談員 弁護士、税理士、人権擁護委員、行政相談委員ほか

▼相談料 無料

▼申し込み方法 弁護士との相談は予約制（先着順）で、12月7日（水）の午前10時から電話で受け付けます。弁護士との相談以外は予約不要です。

◎市民生活センター（☎33-5830、☎34-3179）

弘前圏域合同移住セミナー

弘前圏域8市町村共通の資源である「サウナ・温泉」をテーマに、合同移住セミナーを開催します。首都圏に弘前市への移住等を検討している知り合いがいる人は、周知のご協力をお願いします。



▼とき 12月18日（日）、午後2時～4時

▼ところ 移住・交流情報ガーデン（東京都中央区京橋1丁目）

▼内容 弘前圏域市町村紹介、ゲストトーク、移住個別相談会

▼申し込み方法 12月12日（月）までに、QRコードから申し込みを。



◎企画課人口減少対策担当（☎40-7121）